様式第２号（第５条関係）

介護保険福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払いに係る誓約書

　　年　　月　　日

廿日市市長　様

所在地

事業者　名称

代表者

介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　特定福祉用具及び住宅改修の提供に関して、関係法令、通達及び廿日市市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱を遵守すること。

２　被保険者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、被保険者の心身の状態、住宅の状況などを勘案し、適切な助言を行うよう努めること。

３　サービス提供にあたっては、被保険者、本市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護サービス事業者、保健医療サービスを提供する者との連携に努めること。

４　被保険者から受領委任払いの申し出があった場合には、介護保険被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定の有無及び有効期限、給付制限を受けていないことを確認すること。

５　正当な理由なく受領委任払いによる特定福祉用具及び住宅改修の提供を拒まないこと。

６　被保険者からは、介護保険対象費用の自己負担額(１円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。)の支払いを受けるものとし、これを減免または超過して徴収しないこと。また、その支払いを受けた際、領収書を交付すること。

７　被保険者またはその家族から苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その際、担当の居宅介護支援事業者等と連携するほか、本市との協力により適切な対応を行うこと。

８　事業者の責めに帰すべき事由により被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、損害賠償を速やかに行うこと。

９　広告を行う場合には、その内容が虚偽または誇大なものとならないこと。

１０　正当な理由なく、業務上知り得た被保険者又はその家族の個人情報を漏らさないこと。職を退いた後も、また、同様とする。

１１　事業者登録した内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出ること。

以上

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。